

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第64号）（産業観光局農林部農業計画課）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第103号）の施行により主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部が改正され、米穀の小売業の登録等に係る事務が廃止されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第64号

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市産業関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第3条とする。

第5条各号列記以外の部分中「前各条」を「前3条」に改め、同条第1号中「及び第3条」を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別表第3を削る。

別表第4中「第4条関係」を「第3条関係」に改め、同表を別表第3とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(産業観光局農林部農業計画課)